

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ラオス人民民主共和国

案件名：和名 クリーン農業開発プロジェクト

英名 Clean Agriculture Development Project

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発実績(現状)と課題

ラオス人民民主共和国(以下、「ラオス」という)において、農業分野は、GDPの26パーセント¹を占め、労働人口の約7割以上が従事する²基幹産業である。

2015年のアセアン経済共同体発足後、域内農産物の流通における「農産物・食品の安全性」について、ASEAN GAP(Good Agricultural Practice：農業生産工程管理)の適用が推奨されるなど、農作物の安全性確保に対する重要性が高まっている。

ラオス国「第8次国家経済開発計画(2016-2020)」(2016年)では、安全・安心で環境に負荷の少ない農作物生産、総称して「クリーン農業」の推進が掲げられている。周辺国に比し、農薬や化学肥料の投入が少ない優位性を活かした農産物の生産・供給の安定化と、民間セクターの参入による同国内外マーケットにおける販売促進が今後重要となる。

同分野の協力³として、JICAは、GAP導入のための制度整備や人材育成、有機農業普及のための認証制度整備や普及人材の能力向上等、行政制度面を中心とした活動を行ってきた。しかしながら、クリーン農業の更なる推進のためには、民間セクターの参入を妨げている以下の3つの課題の解決が必要となっている。

まずは、消費者に対するクリーン農産物情報の提供不足である。違法農薬や不適切な農薬使用問題の新聞報道等により、消費者の食の安全への関心が高まる一方、安全・安心な農産物に対する正しい知識が乏しく、クリーン農産物の国内需要の増加につながっていない。次に、生産者と購買者との情報交換の不足である。農家組織による作物や品質に関する情報と、購買者(中間業者、小売業者、一般消費者を含む)が求める作物や品質、時期、出荷方法等に関する情報交換が不十分であるため、市場開拓や市場ニーズへの対応が遅れ、クリーン農産物の販路が限定されている。最後に、農家の生産者能力の問題である。民間参入によるクリーン農業推進のためには、市場が必要とする品質を担保した農産品の一定量の安定生産が求められるが、現状では市場の要求に応えられる農家が限られている。

¹ ラオス統計局データ(2012年)

² 「ADB, Key Indicators for Asia and the Pacific 2013」による2010年の人口データに基づく。

³ 「ASEAN統合に向けた開発格差是正を目指したラオス・パイロット・プログラム(安全で高品質な農産物振興コンポーネント:LPPA)」(2010年~2015年)及び「有機農業促進プロジェクト(LOAPP)」(2013年~2016年)

以上の課題を解決するため、ラオス政府は、消費者啓発等により安全・安心な農産物の市場ニーズの発掘・拡大を図るとともに、それに対応する生産・供給能力の強化を図ることにより、「クリーン農業」を振興する技術協力プロジェクトの実施について、我が国に要請を行った。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

「農業開発戦略 2025 及びビジョン 2030」(2015 年)では、中長期展望として、比較優位性や競争優位性のある農産物の生産、「クリーン、安全、持続的な農業」の開発と近代化へのシフト、国家経済基盤に貢献できる農村開発とも整合した、生産的な農業経済を目指している。本事業は、「クリーン」、「安全」な農業の推進を通じた農産物の市場拡大を目標としており、同戦略に合致するものである。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ラオス国別援助方針(2012 年 4 月)では、MDGs 達成および後発途上国からの脱却のために「農業の発展と森林の保全」を重点分野の一つに据え、商品作物栽培促進のための支援を行うとしている。本事業は、クリーン農業の普及を促進し、ラオス国内外への販売を見据えた商業的農業の振興を目指していることから、同方針に合致している。

また、上述の通り、技術協力「ASEAN 統合に向けた開発格差是正を目指したラオス・パイロット・プログラム(安全で高品質な農産物振興コンポーネント:LPPA)」(2010 年～2015 年)および技術協力「有機農業促進プロジェクト(LOAPP)」(2013 年～2016 年)において、GAP および有機農業に係る制度面の改善や普及人材の能力強化が図られており、本事業の基礎となっている。

(4) 他の援助機関の対応

Helvetas(スイスの NGO)「有機農業・マーケティング振興プロジェクト(PROFIL)」(2004 年～2011 年)では、有機農業に係る政府側の体制整備、有機農業基準の整備や職員育成が図られた。

また、UNCTAD「Lao Organic Agriculture Forums (LOAF)」(2012 年～2016 年)では、ラオス国内の有機農業に関係する生産者、加工業者、政策決定者および外国企業などが一堂に会し意見交換し、有機農業の発展とビジネス機会の向上を目指す年次フォーラムが実施された。

GIZ(ドイツ)—TICA(タイ)連携による「Strengthening National Good Agricultural Practices (GAP) in Lao PDR Project」(2012 年～2016 年)では、GAP における認定制度の改善、野菜や果物における実施手順書の整備、審査・認定担当行政官の育成、首都ビエンチャンでの GAP の試験的实施と認証制度の普及を行い、農家組織 13 グループがラオスの GAP 認証を取得している。

本事業は、民間セクターの参入を促進するための環境作りを主眼としており、いず

れの援助機関の活動とも重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、ラオスにおいて、農家／農家組織によるクリーン農産物の市場ニーズへの対応力強化、中央政府によるクリーン農業推進機能の強化、および県・郡農林局のクリーン農業振興の仲介役としての機能強化を通じて、対象県内のクリーン農産物の供給促進を図り、もって同国におけるクリーン農業の振興に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ラオス全17県⁴の内、4県を対象県とする。現時点では、先行2案件の対象地域として経験を有し、クリーン農業の実践経験と農家組織基盤が整っている首都ビエンチャンが、その内の1県として選定されている。残りの3県は、農家組織の実践力、市場ニーズの規模、行政側の支援能力、アクセス性等の観点から潜在力が高いと見込まれる以下5県について必要な調査を行い、プロジェクト開始から6か月以内に最終決定する。

<候補地>

カムワン県、ルアンパバン県、ビエンチャン県、サイニャブリー県、シェンクワン県

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

1) 直接受益者

- ・対象4県の農家 約800～1,200農家
- ・対象県農林局職員 16名
- ・対象県内の郡職員 32名
- ・中央職員(クリーン農業開発センター、農林省農業局) 10数名

2) 最終受益者

- ・クリーン農業生産・販売農家
- ・民間セクター(有機農業／GAP生産企業、仲買人、流通業者、購買者、等)
- ・一般消費者

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2017年6月～2022年5月を予定(計60ヵ月)

(5) 総事業費(日本側)

4億円

(6) 相手国側実施機関

- ・農林省農業局:国レベルの実施支援、他省庁・周辺国との連携等
- ・クリーン農業開発センター:県/郡レベルの実施支援、技術指導

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣(長期180MM、短期20MM)

⁴ 首都ビエンチャンを1県として、全17県

長期専門家(3名)

チーフアドバイザー／農学

業務調整／広報(PR)

マーケティング／ビジネス振興

短期専門家は必要に応じて派遣

②研修

本邦研修員受入(市場指向型農業、フードバリューチェーン等)

ラオス国内研修(内部監査システム、農薬取扱い等)

第三国研修(品質管理、マーケティング等)

③機材供与

車両、パソコン、プリンター、コピー機 等

④活動予算

2)ラオス側

①カウンターパート(C/P):

農林省農業局長(プロジェクト・ダイレクター)

クリーン農業開発センター所長(プロジェクト・マネージャー)

農林省農業局(計画課)

クリーン農業開発センター(有機農業担当、GAP 担当)

対象県の県農林局

対象県の関連する郡農林事務所

②プロジェクト実施に必要な執務室及び施設設備の提供

③プロジェクト事務所の光熱水費および維持管理費

④活動予算:プロジェクトにより供与された機材の消耗品に係るコスト等

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類(A,B,Cを記載):C

②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

①ジェンダー:本事業は、プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワメントに係る目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れており、ジェンダー活動統合案件とする。

②貧困削減:対象外

3)その他:特になし

(9)関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

①個別専門家派遣「農業政策アドバイザー」(2015年～2017年)

ラオス国内の農業政策に係る助言のみならず、JICA 案件に対する政策面の情報提供、国内外の農作物輸出入および需給状況、マーケット拡大等、広範囲な協力と連携が期待される。

②中小企業連携支援事業「固有植物の高付加価値化に向けた加工技術の普及に関する普及・実証事業」(2017年～2018年)

植物から有効成分を抽出し、健康食品として加工するために、CADC においてラオス固有の植物が契約栽培される予定であり、有機農業の実践および認証取得面での連携・協調が期待される。

③技術協力プロジェクト「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」(2017年～2022年予定)

南部サバナケット県を対象県とし、水利組織やメンバー農家が、行政の支援を受けながら農業活動モデルを主体的に展開することを目指しており、水利組織の強化、有機農法を含めた栽培技術の向上、農家によるマーケット展開の取組み等、本プロジェクトとの連携・協調できる点は多い。

2) 他ドナー等の援助活動

①SAEDA (Sustainable Agriculture & Environment Development Association)

持続的な農業や環境開発への取り組みを行うラオスの NGO。ラオスにおける農産物の販売・取引状況の調査や、農家に対する啓発活動を実施しており、現地の状況に詳しい。本事業でも、農家向けの理解促進活動において、教材の相互利用やリソース人材の活用等、協働による効果が見込まれる。また、同 NGO は 2018 年までシェンクワン県にて有機農業の推進活動を展開中であることから、有機的な連携および役割分担が求められる。

②Oxfam

以前より、ラオスにおいて有機農業振興や有機農産物販売の事業を展開していた。有機農業に係る新たなプロジェクトの構想を持つが、具体的な実施の目処は立っていない。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標: ラオスにおいて、クリーン農産物の生産および供給拡大により、クリーン農業が振興される。

指標 1) ラオスにおいてクリーン農産物を生産する農家組織メンバーが XX% 世帯に増加する。

指標 2) ラオスにおけるクリーン農産物の生産量が XX%、販売量が XX% 増加する。

2)プロジェクト目標:対象県において、市場ニーズに基づいたクリーン農産物の供給が促進される。

指標 1) 対象県において、クリーン農産物を生産する農家組織メンバーが XX※世帯に増加する。

指標 2) 対象県におけるクリーン農産物の生産量が XX※%、販売量が XX※%増加する。

(※XX はベースライン調査にて設定)

3)成果

- 1 市場ニーズに対応したクリーン農産物の生産と販売が可能となるよう、対象県の農家／農家組織が強化される。
- 2 クリーン農業を推進する機関として、農林省農業局の機能が強化される。
- 3 クリーン農業振興を仲介する機関として、対象県の県農林局および郡農林事務所の機能が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1)前提条件

中央及び対象県レベルで、クリーン農業促進のために必要な支援(人材、予算、助言)が得られる。

(2)外部条件(リスクコントロール)

- 1) クリーン農業に係る現在の方針が変わらない。
- 2) 食糧生産や価格に悪影響を及ぼすような自然災害や経済危機が発生しない。
- 3) クリーン農産物が販売されている場所が現在のまま確保される。

6. 評価結果

本事業は、ラオス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1)類似案件の評価結果

ラオス「有機農業促進プロジェクト」(2013年～2016年)の評価等では、有機農業普及振興のための普及と認証制度の整備を目的とした、行政側のシステム改善の活動が実施されたが、制度の真の受益者となる農家へのニーズにも沿った対応を行うことで、プロジェクトの便益が更に高まるとの教訓が得られた。

(2)本事業への教訓

本プロジェクトでは、農家／農家組織の能力強化にも力点を置き、かつ、販路拡大やクリーン農産物の認知度向上を通じて農家へのインセンティブを高めることに配慮している。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 か月以内	首都ビエンチャンでのベースライン調査 候補対象県でのサイト調査
事業終了 3 年後	事後評価